

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙 台 市 長 郡 和 子 (公印省略)

高齢者福祉施設等に対する食材料費の助成事業の実施について

平素より本市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、本市では令和 5 年度においても、標記の助成事業を実施することといたしました。
つきましては、下記をご確認の上、助成対象となる場合は、下記の各期限までに交付申請書等のご提出をお願いいたします。

記

1 助成事業の概要

- ・令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの間に使用した食材料費について補助金を交付。
- ・令和 6 年 3 月 1 日までに事業を開始した事業所が対象 (1 か月以上開所した月のみ対象。)
- ・補助単価 (入所施設 : 50,000 円 (又は 25,000 円) /人 通所施設 : 12,300 円 (又は 6,150 円) /人)。
- ・令和 4 年度以降に利用者等の負担する食材料費の値上げを行っていない施設 (値上げした金額について、令和 5 年度の物価上昇を見込んだ値上げを行っていない場合は通常の 5 割の補助単価)。
- ・下記「4」もご確認の上、「3」の申請期限までに交付申請書の提出等を行ってください。
※なお、食材料費の物価上昇による影響額が本補助金額を上回る場合、上回った金額についての値上げを制限するものではございません。

2 補助金の申請方法

- (1) 下記の本市ホームページに事業の詳細等を掲載しております。ホームページより申請書等をダウンロードいただき、必要事項をご記載・代表者印を押印のうえ、**郵送にて**下記あてご提出ください。

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku->

<shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/r05syokuzairyouhi.html>

(ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス (事業者向け) > 令和 5 年度仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金 (高齢者福祉施設等分))

- (2) **交付申請に併せ、上記の本市ホームページ掲載の「みやぎ電子申請システムの申請フォーム」より、補助金の振込先となる口座番号等の情報の提出をお願いします。**

3 補助金の申請期限

- (ア) 令和 5 年 4 月 1 日時点で事業を実施している事業所

⇒ (1 回目) 令和 5 年 7 月 31 日 (月) 必着 (8 月中旬頃から随時、補助金支払予定)

(2 回目) 令和 5 年 8 月 31 日 (木) 必着 (9 月中旬頃から随時、補助金支払予定)

※R5.4.1 時点で事業実施の事業所については、**R5. 8. 31 が最終申請期限となります。**

裏面へ

(イ) 令和5年4月2日から令和5年12月1日に事業を開始した事業所
⇒事業開始日から3か月後(1か月以上開所した3か月)の翌月15日
(開庁日の場合は直前の開庁日) 必着(申請日の翌月中旬頃補助金支払予定)
⇒下記(ウ)でも対応可能です。

(ウ) 令和5年12月2日から令和6年3月1日までに事業を開始した事業所
⇒令和6年4月5日(金) 必着(R6.5月上旬頃補助金支払予定)

※郵送の場合は到着までに時間を要する場合がございますので、余裕をもって申請ください。

4 補助金の交付方法

(ア) 令和5年4月1日までに事業を開始していた事業所 **(概算払い)**

⇒令和4年度の各月の利用者数(実績)に応じ、概算払い額を計算します。

(イ) 令和5年4月2日～令和5年12月1日までに事業を開始した事業所 **(概算払い)**

⇒事業開始日から3か月(1か月以上開所した3か月)の各月の利用者数(実績)に応じ、概算払い額を計算します。

⇒下記(ウ)でも対応可能です。

(ウ) 令和5年12月2日以降に事業を開始した事業所 **(実績払い)**

⇒開所月数に応じた**実績払い**になるため、個別対応。

※上記(ア)(イ)については、**見込みの人数により概算で支払い**を行うため、**令和6年4月に対象期間中の利用者延べ数の実績等を報告**いただき、精算の処理が必要となります。

※概算で支払った補助金額より、実績の補助金額が上回る場合は差額を交付します。概算で支払った補助金額が、**実績の補助金額を下回る場合は、差額を返還していただきます。**

※本市ホームページに掲載している、「福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金の実績額算出方法」や「(参考様式)カレンダー」のエクセルデータ等を参考に、補助金額を算出ください。

5 申請時の注意点

- ・補助対象期間中に、施設等を休止又は廃止した場合、補助金の一部又は全部を返還いただくこととなります。(施設等の休止又は廃止の予定がある場合、申請前に下記までご連絡ください。)
- ・補助対象事業に係る国、他の地方自治体、民間団体等の補助等を受けている場合は対象外となります。
- ・**実績の報告および差額の返還については、短い期限で作業をいただく必要がありますので、あらかじめご承知おきください。**

<手続き等に関するお問い合わせ先・送付先>

サービス種別	担当
介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護老人保健施設、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設(介護付有料老人ホームに限る)、軽費老人ホーム	介護事業支援課施設指導係 (Tel214-8318)
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	介護事業支援課居宅サービス指導係 (Tel214-8192)
【送付先】 仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課 住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 メール：fuk005180@city.sendai.jp	